

「地方創生伴走支援制度」（第2期）について

令和7年12月
内閣官房地域未来戦略本部事務局
内閣府地方創生推進室

1. 趣旨

地方創生を推進するため、国の職員がこれまでの経験等を活かして、自らの仕事を行いつつ、2～3人のチームにより、担当の市町村の地域課題の把握や施策立案等の助言等を行う「地方創生伴走支援制度」（以下、「本制度」という。）を通じて、市町村の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組の後押し等を進めます。

2. 制度概要

(1) 対象市町村

地方創生に関する課題を抱える中小規模の市町村（人口10万人未満）のうち、本制度の活用を希望する市町村

※ 地方創生人材支援制度その他の人事交流制度等により、令和8年度に国家公務員が出向等により市町村の職員として勤務することが予定されている場合、当該市町村は、本制度の対象外となります（一方、例えば、定年等により退職した国家公務員経験者を選考等により採用している市町村や、国家公務員の身分のまま国の職員が各種支援を行っている市町村は、本制度の対象となります）。

※ 地方創生人材支援制度において、令和8年度における国家公務員の派遣を希望された市町村は、本制度の対象外となります。希望調査に回答された場合には、地方創生人材支援制度における国家公務員の派遣希望を取り下げたものとみなしますので、予めご了承ください。なお、地方創生人材支援制度において民間専門人材の派遣を希望された市町村は、本制度の対象となりますのでご注意ください。

※ 令和7年度に、本制度の支援対象となっている第1期支援先市町村は、別途、伴走支援チームの活動についての継続意向調査を実施する予定ですので、希望調査への回答は不要です。

※ 人口は、総務省が公表している令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口によります。

(2) 伴走支援業務を行う国の職員（地方創生支援官）について

地方創生に関する課題意識と公務遂行への熱意を有する者であって、内閣官房・内閣府の実施する公募において、選定された者が、地方創生支援官となります。なお、当該公募は、全ての府省庁等の本省（外局を含みます。）の常勤職員等であって、指定職から係長級相当（行政職俸給表（一）3級相当）以上までの者を対象として実施する予定です。ただし、地方公共団体や地方支分部局で勤務している職員は当該公募の対象外となる予定です。

※地方創生支援官に対しては、内閣官房・内閣府より併任発令を行います。

(3) 伴走支援業務の内容

地方創生支援官が、2～3名のチーム（以下「伴走支援チーム」という。）により、それぞれ

1つの市町村を担当し、定期的なオンライン会議及び現地訪問を行い、担当する市町村の抱える課題解決に向けた助言等の支援（以下、「伴走支援業務」という。）を行います。

- ※ 伴走支援業務は、地方創生支援官の勤務時間の1割～2割程度での実施を想定しています。具体的には、担当市町村と調整を経て、定期的なオンライン会議（例 毎週1時間程度等）や四半期に一度程度の現地訪問を行うことを想定しています。
- ※ 伴走支援業務に係る旅費の支給や公務災害対応、情報端末の配備などは、国において行うため、各市町村の対応は不要です。また、伴走支援に係る謝金等も必要ありません。ただし、予算上限等に鑑み、内閣官房・内閣府の想定以上に伴走支援チームが現地訪問を実施する場合、当該現地訪問に係る旅費等については、市町村に負担いただく場合があります。
- ※ 伴走支援チームは、オンライン会議や現地訪問を通じて、市町村の課題や希望に応じ、支援テーマを定め、課題の整理・見える化、課題解決に向けた視点の提示、ゴールの設定、国の支援制度や担当者の紹介などの助言等を実施します。具体的な活動状況は、第1期60チームの中間報告等（伴走支援HP URL：[地方創生伴走支援制度](https://www.chisou.go.jp/sousei/about/banso-shien/index.html)／<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/banso-shien/index.html>）をご参照ください。
- ※ 本業務は、あくまで国の職員としての業務となるため、本来的に各市町村の職員が行うべき業務（例えば、国庫補助金の申請書類の作成など）は伴走支援業務の対象外となります。
- ※ 市町村の課題に特に限定はありません。回答に際して課題が該当する優先する分野を次の分野から3つまで選択していただき、合わせて課題について地域の状況など具体的な内容を記載していただきます。（①地方創生全般、②人口減少、③観光、④産業振興、⑤農林水産業、⑥まちづくり（関連インフラ整備含む）、⑦地域交通、⑧環境、⑨デジタル・未来技術、⑩移住・定住、⑪広報・シティプロモーション、⑫教育・文化、⑬若者・女性活躍、⑭子育て支援、⑮復興、⑯防災、⑰医療・福祉・健康、⑱中心市街地活性化、⑲官民連携、⑳人材確保、㉑公共施設利活用、㉒生活環境（食品アクセス・買い物困難者支援）、㉓関係人口の創出、㉔国際関係（姉妹都市、海外販路開拓等）、㉕多文化共生、㉖その他）
なお、課題分野の選択にあたって、課題がそれぞれ独立しているものか、複合的な要素があるものかも併せてご回答ください。
- ※ 伴走支援を希望するに当たり、下記事項については留意ください。
 - ・ 伴走支援は、補助金等財源の確保を目的としたり、有利にするものではありません。
 - ・ 支援を受けるにあたり、自治体の直接の財政負担は上記のとおり、見込まれませんが、伴走支援チームと個別の調整になりますが、オンライン会議や現地受入れ時の日程、行程、現地関係者等の調整や対応の事務負担は生じ、課題解決に向けた市町村の必要に応じて取組（例 庁内横断的な体制 等）などが必要となる場合があります。
 - ・ 伴走支援チームは市町村、国の職員のニーズ等を総合的に考慮したマッチングにより決定されるものであるため、省庁や個人等を特定した希望は受入れられません。

（4）伴走支援実施期間

原則1年間

- ※ 人事異動等のやむを得ない事情により、伴走支援チームのメンバーが任期中に交代する

場合があります。

- ※ 伴走支援チームの活動状況、取組の進捗状況、地方創生支援官の人事状況等を総合的に鑑み、取組期間を延長する場合があります。

(5) 支援先市町村の選定（マッチング）方法

- ・ 内閣官房・内閣府の専用フォームにより、活用を希望する市町村から内閣官房・内閣府に直接回答(本調査)。
- ・ 市町村希望調査の後、内閣官房・内閣府において、市町村の調査回答等各市町村のニーズを示しつつ、伴走支援業務を行う国の職員等を公募・選定し、伴走支援チームを編成するとともに、本調査に回答のあった各市町村とのマッチングを実施します。
- ・ 決定したマッチング結果について、所要の確認を経て、支援先市町村及び対象の国の職員等に通知します。その後、支援先市町村名や地方創生支援官の氏名等を公表します。
 - ※ 市町村や国の職員の回答状況等により、必ずしもマッチングが成立するわけではないことを予めご了承ください。

(6) 支援希望市町村の回答手順・対応事項

- ・ 本制度の活用を希望する市町村は、内閣官房・内閣府の回答フォームにより、12月24日(水)17時まで(厳守)に、直接回答してください。回答フォームへ接続できない場合は、別途お送りする「回答フォーム記載事項リスト」に記載の上、内閣官房・内閣府の下記送付先までメール送付ください。
- ・ 本制度（第2期）の実施については、今後の国会で補正予算が成立することが条件となり、現時点で成立を予断するものではありませんが、可能な限り早期の実施を進めていく参考とするため、本調査を行うものです。また、国会において補正予算が成立した場合には、改めて公募等を行うことは予定しておりませんので、活用希望のある市町村は、本調査に必ずご回答ください。本制度（第2期）の実施に係る予算の執行は、補正予算の成立が前提であり、今後、内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。
- ・ 回答は1市町村につき1件とします。
- ・ 伴走支援チームの受け入れに当たっては、貴市町村における担当部署・担当者を設定いただき、伴走支援チームの活動に関する連絡調整に対応いただきますよう、お願いします。
あわせて、伴走支援チームの現地訪問時には、必要に応じて地域の関係者との面会など行程の調整等、受け入れに係る対応をお願いします。
- ・ マッチングが成立し、伴走支援を実施する支援先市町村に対しては、地方創生支援官等の所属省庁名や氏名等を含めて事前に情報提供しますので、伴走支援の受け入れ開始に向けた準備をお願いします。マッチング結果は、内閣官房・内閣府において公表いたしますので、それまでの間は公表をお控え願います（厳守）。
- ・ 伴走支援チームのメンバーが、支援先市町村の担当者に連絡します。調整ができ次第、伴走支援チームが伴走支援業務を開始します（参考 令和7年度の第1期は4月中下旬以降開始）。
- ・ 伴走支援業務開始後は、随時、伴走支援チームと連絡をとりながら、地域課題の解決に向

けた業務を進めていただいて差し支えありませんが、内閣官房・内閣府より、定期的に（半年に一度程度を想定）伴走支援チームの活動・業務状況について報告をお願いしたり、必要に応じて、伴走支援チームとの打ち合わせや現地訪問の機会に同席させていただいたりすることも想定していますため、その際にご対応をお願いいたします。

- ・ その他、伴走支援業務開始後に疑問点等生じましたら、内閣官房・内閣府の担当宛てにご連絡ください。

(7) 都道府県への依頼事項

- ・ 各市町村に対する本制度及び希望調査に関する周知等にご協力をお願いします。
- ・ 各市町村の回答内容及びマッチング結果は、当該市町村が所在する都道府県に対しても情報提供しますので、伴走支援業務の実施有無にかかわらず、地域課題の解決に取り組む市町村のサポートなど必要な対応をお願いします。
- ・ 伴走支援チーム活動状況などは関係都道府県とも共有しますので、伴走支援チームとの連携及び必要な支援をお願いします。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月1日(月) 市町村活用希望調査の開始

12月3日(水) 自治体（都道府県・市町村）向け説明会①

12月8日(月) 自治体（都道府県・市町村）向け説明会②

12月24日(水) 市町村活用希望調査の回答締切 **(17時厳守)**

1月上旬中旬～2月中旬 国の職員等の公募

～3月中旬 伴走支援チームと支援先市町村のマッチング

3月中下旬以降 順次

マッチング結果の情報提供（支援先市町村のみ）、公表 諸手続き、伴走支援開始

<お問い合わせ先・送付先>

内閣官房地域未来戦略本部事務局

内閣府地方創生推進室 羽白、坂本、松岡、東、橋詰

メール: banso.shien.XXX@cas.go.jp

電話: 03-6257-1873 (直通)

お問合せフォームはこちらからアクセスできます。

→[地方創生伴走支援制度 お問合せフォーム](#)